



保険料の納め方

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上の方

**年金から差し引かれます
(特別徴収)**

年金の定期払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金、寡婦年金などは、年金からの差引きの対象とはなりません。

介護保険料の特別徴収は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収と称して、以下のとおり納めていただいています。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの間の3回は、前年度の2月と同じ額を納めていただきます。			前年の所得などに応じて年間の保険料が決定し、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を3回で納めていただきます。		

<具体例>

保険料の年額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和2年度	71,880	11,900	11,900	11,900	12,180	12,000
令和3年度	71,880	12,000	12,000	12,000	12,080	11,900

仮徴収: 4月, 6月, 8月, 10月, 12月
本徴収: 2月

※仮徴収額が本徴収額より高額になる場合、8月に保険料額ができるだけ均等になるように調整し、保険料の平準化を図ります。

次のような場合には、
年金が年額18万円以上でも、
一時的に納付書で納める場合
があります。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差止めになった場合
- 年度途中で保険料や年金額が変更になった場合
- ……など

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の方

**納付書や口座振替で納めます
(普通徴収)**

期日までに口座振替又は小樽市から送付されてくる
納付書で、金融機関などを通じて納めます。

口座振替がおすすめです!

普通徴収の方には、便利で安心な口座振替がお勧めです。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、小樽市又は小樽市指定の金融機関でお申込みください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印鑑(通帳の届出印)

※申込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより口座振替されなかった場合などには、納付書で納めることになります。



保険料の減免制度

介護保険料の減免制度について

特別な理由により介護保険料を納めることが困難な方に対して、以下のような減免制度があります。

低所得者に対する減免制度

以下の①～④全ての要件を満たす方が該当し、減免後は第1段階の年間保険料(21,560円)が適用されます。(第1段階の方は、保険料の2分の1の額(10,780円)が適用されます。)

①介護保険料段階

- 第1段階の方(ただし、生活保護受給者は除く)で老齢福祉年金を受給している方
- 第2段階～第10段階の方

②世帯の総収入(年額)

- 生活保護基準年額×1.2倍以下であること。
〈障がい者(1級から3級)の方や家賃を支払っている方は、右の額に加算されます。〉

対象となる世帯総収入の目安(令和3年度)

	65～74歳	75歳以上
単身世帯	114万円	108万円
二人世帯	182万円	172万円

③預貯金の合計額

- 単身世帯の場合は150万円以下、その他の世帯は300万円以下(世帯員合計額)

④不動産の所有

- 原則として居住用以外の不動産を所有していないこと。

必要書類	○印鑑、○世帯員全員の収入が分かるもの(年金振込通知書、給料明細など)、○世帯員全員の預(貯)金通帳、○健康保険料が分かるもの(納付書など)、○家賃や借家料を証明するもの、○障がい者(1級から3級)手帳
申請期間	毎年7月1日から3月31日まで(土・日・祝日・年末年始は除きます)

そのほか、災害により財産に著しい損害を受けたときや、生計を維持している方の収入が特別な事情(死亡や長期入院、事業の休業など)により前年に比べて著しく減少した場合には、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくは介護保険課計画・保険グループまでお問合せください。

保険料を納めないでいると

災害など特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、滞納した期間に応じて次のような措置が取られます。保険料は収め忘れないようにしましょう。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときに費用がいったん全額自己負担となり、申請により後で費用の9割～7割(保険給付分)が支払われます

1年6か月以上滞納すると

サービス費用にかかる保険給付分の一部または全部が一時的に差止めとなります。

2年以上滞納すると

未納の期間に応じてサービスを利用したときの自己負担額が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

そのほかの措置

督促・差押等

納期限を過ぎると督促が行われ、通常の保険料だけでなく、延滞金などが徴収される場合もあります。督促の納期限を過ぎても、なお納付されないときは、差押えなどの処分を受ける場合があります。